

# 自由化後の小売事業者の登録状況

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
第8回電力・ガス基本政策小委員会資料（平成30年3月12日）データ更新

※第45回公共料金等専門調査会（平成30年4月26日） 電力・ガス取引監視等委員会提出資料P44及びP47より

- 経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け、これまで、54社が登録済。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、18社。（2018年3月30日時点）

## 電気事業者（6社）

- ・東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー ※1
- ・中部電力 ※1
- ・関西電力 ※1
- ・四国電力
- ・九州電力 ※1

## 旧一般ガス事業者（6社）

- ・東京ガス ※1
- ・日本瓦斯 ※1
- ・東彩ガス ※1
- ・東日本ガス ※1
- ・新日本ガス ※1
- ・北日本ガス ※1

## L Pガス事業者（7社）

- ・河原実業 ※1
- ・レモンガス ※1
- ・サイサン ※1
- ・イワタニ長野
- ・赤間商会
- ・ガスパル ※1
- ・クリーンガス金沢

## 旧大口ガス事業者※2（20社）

- ・朝日ガスエナジー
- ・岩谷産業
- ・三菱ケミカル ※4
- ・テツゲン
- ・仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ・北陸天然瓦斯興業
- ・合同資源
- ・鈴与商事
- ・鈴興
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー ※5
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- ・新日鐵住金
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき

（注1）旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

（注2）事業譲渡の場合は除く。

## 旧ガス導管事業者※3（9社）

- ・J X T Gエネルギー ※1 ※6
- ・石油資源開発
- ・国際石油開発帝石
- ・三愛石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- ・東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・筑後ガス圧送

## その他の事業者（5社）

- ・日本ファシリティ・ソリューション
- ・豊富町
- ・ファミリーネット・ジャパン ※1
- ・HTBエナジー ※1
- ・イーレックス ※1

※1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

※2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m<sup>3</sup>以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

※4 合併により三菱化学から三菱ケミカルに社号変更

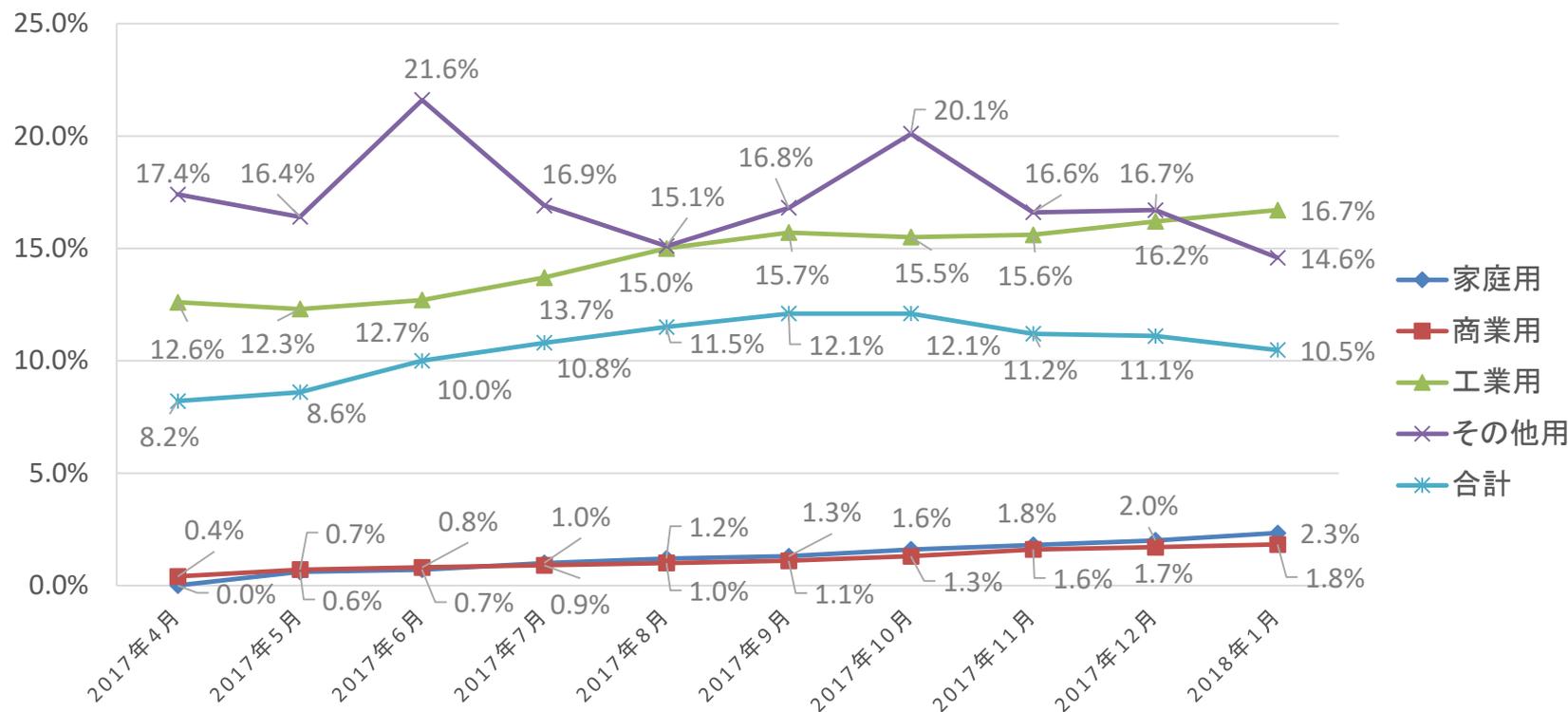
※5 エネクスエルエヌジー販売から小倉興産エネルギーに事業承継

※6 合併によりJ XエネルギーからJ X T Gエネルギーに社号変更 12

# 新規参入者のシェアの推移

- 2018年1月末時点で全販売量における新規参入者の割合は、10.5%となっている。
- 需要種別で見ると、家庭用では2.3%になっており、小売全面自由化を契機として、商業用、工業用についても増加している。

## 新規参入者シェア推移



※1 その他用とは、商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した量を指す。

※2 新規参入者には越境参入したみなし小売を含む。

出所：電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報（2017年4月～2018年1月）」より作成

# LNG基地利用の促進について

※第45回公共料金等専門調査会（平成30年4月26日） 電力・ガス取引監視等委員会提出資料P55より

第21回規制改革推進会議  
投資等WG資料（平成30年4月13日）

- 電力・ガス取引監視等委員会は、ガス製造事業者から定期的に申込状況等の報告を受けることで、LNG基地の第三者利用の状況を把握している。
- また、LNG基地利用の促進に向けて、既に第27回制度設計専門会合（平成30年2月23日）にて議論を開始しており、今後、①製造設備余力（設備余力の判定方法、余力情報の開示）、②基地利用料金（料金算定方法、料金情報の開示）、③利用申込に必要な情報について検討していく予定である。

## 取引監視等委員会の取組

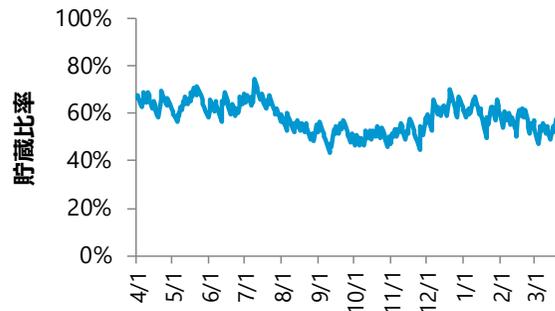
- ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量20万kL以上のLNG基地を維持、運用する事業者）から、四半期に一度定期報告徴収にて、基地利用の申込状況等の報告を受けている。
- なお、昨年12月末時点において第三者によるガス製造事業者への利用申請は2件
- 制度設計専門会合にて、基地利用の促進に向けた取り組みを推進中

## 製造設備余力の判定方法

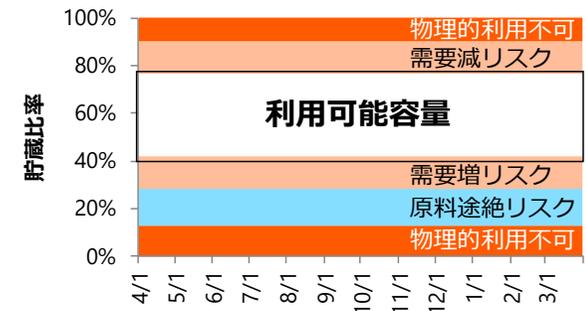
（出典）第27回制度設計専門会合 資料3 LNG基地第三者利用の促進について 13,14ページより抜粋

判定方法 (現状)	(1)需給計画に基づき算出したタンク貯蔵量の見通しと(2)タンク設備容量から必要なリスクを除いた利用可能容量を基にタンクの貯蔵余力を判定する。
基地利用者の意見	リスク容量に関する具体的な考え方、数量を製造事業者は示していないため、リスク容量がどの程度存在し、利用可能容量がどの程度あるのか基地利用者は把握することができない。

(1) タンク貯蔵量の見通し



(2) 利用可能容量



タンク設備容量から必要なリスクを差し引いて利用可能となる容量を算出